

小金井市行財政改革審議会（第2回）次第

日時 令和5年3月27日（月）
午後7時から
場所 第二庁舎801会議室

- 1 新たな定員管理計画の方向性について（案）
- 2 DX推進全体方針に係るアクションプランについて
- 3 その他

※ 配付資料

資料1 新たな定員管理計画の方向性について（案）

資料1-別添1 職員数の推移について

別添2 行財政改革に係る職員数の推移と人口・予算規模等について

別添3 人口推計

別添4 他団体との比較

別添5 都内類似団体との職員数比較

別添6 地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について（通知）

資料2 DX推進におけるアクションプラン（案） 令和5年度

新たな定員管理計画の方向性について（案）

1 職員の定数について

普通地方公共団体の職員の定数は、地方自治法第 1 7 2 条第 3 項により条例で定めることとされている。また、同条の逐条解説によれば、定数条例は、長に対して条例で定める定数の限度まで職員の任命を義務付けるものではなく、現実の職員が定数に達しなくても、現実の事務の執行が合理的に処理されている限り、違法視するのはあたらないとされている。

2 定員管理（計画）について

総務省では、「地方自治体は、行政運営を行う上で最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければならない。そのため、各地方自治体において、地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な定員管理に取り組むことが求められる。」としている。

なお、国が集中改革プラン（平成 1 7 ～ 2 2 年度）を実施していた当時は、定員管理計画の策定が必須とされていたが、現在は任意となっている。

ただし、総務省では、「定員管理計画は住民や議会に対し、その団体規模や定員をどうしていくかを示すツールであり、説明責任を果たすものである。」としており、基本的には策定しないとそれが満たされないというスタンスにある。

3 本市の定員管理計画の現状

本市の定員管理計画（平成 3 0 年度～令和 3 年度）は、行財政改革プラン 2 0 2 0 のスタートに合わせ初めて策定された。この定員管理計画は、行財政改革プラン 2 0 2 0 で掲げた類似団体最少の職員数を目指し、大幅な削減を前提とした計画であった。その後、行財政改革 2 0 2 5（令和 4 年度～令和 7 年度）の策定期間が令和 4 年 8 月までずれ込んだことから、

これを踏まえた新たな定員管理計画（令和５年度～令和７年度）を早急に策定する必要がある。

4 本市の職員数の経過

本市は、昭和５０年代に決算額の４０％以上が人件費となり、７年連続都合８回、人件費比率が全国ワーストワンとなった。このため、まちづくりを進められないまま景気は悪化に転じ、平成７・８年度には経常収支比率までもが全国ワーストワンとなった。その結果、平成９年度には全国で初めて退職手当債を発行しなければならない程、本市の財政状況は悪化した。

このような財政危機を受け、平成９年度から開始した行財政改革では、常に職員数の削減に重点を置いてきた。その結果、遅れていたまちづくりが大きく進み、魅力が向上することで人口や税収は現在も増加傾向にあるものの、リーマンショックや東日本大震災、ふるさと納税制度などの影響により、本来のまちづくりの効果を十分に得られておらず、財政状況は厳しい状態が続いている。このため、行財政改革プラン２０２０においても職員数の削減を基本とした定員管理計画を策定し、多様な任用形態と併せ正規職員の削減を進めてきた。【別添１、２及び３参照】

5 本市の職員定数・定員管理の現状について

(1) 職員定数条例上の定数

任命権者の区分	定数（人）
市長の補助職員	636
議会事務局の職員	10
教育委員会の職員	135
選挙管理委員会の職員	4
監査委員の補助職員	3
農業委員会の職員	2
合計	790

(2) 定員管理計画上の職員数と現員数

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
定員（人）	6 7 2	6 6 9	6 6 5	6 6 2	※ 6 6 5
現員（人）	6 8 7	6 7 7	6 7 7	6 7 0	6 5 8

※定員とは正規職員、一般任期付職員、フルタイム再任用職員を指す。

※現員とは現在の職員数であり、育休代替任期付職員が加わる。

※R 4 定員はR 3 定員を基準に重点配置による増減を反映

(3) 類似団体との比較

平成以降の地方自治体の定員管理は、主に国が求める行政の簡素化・合理化を目的とした整理・削減型の行財政改革のもと進められてきた。そこでは、職（業務量）に当てはめて職員数を調整するのではなく、主に類似団体平均等を標準的な水準として、職員数を調整する定員管理が行われてきた。この結果、国の集中改革プラン終了時点では、地方自治体の職員数削減はほぼ底を打ち横ばい傾向とされ、総務省の方針も平成28年度から、「団体ごとの業務や住民構造などの個別事情に応じた適切な定員を」という方針へ切り替わった。

しかし本市では、厳しい財政状況と山積する課題に対応するために、更なる職員数の削減を進め、都内類似団体平均を標準的な水準とすると、令和3年4月時点で56人少ない状況にある。【別添4及び5参照】

【普通会計ベース】

令和3年4月現在

項目	職員数（人）	差（人）
小金井市職員数	6 1 4	0
全国類似団体職員数平均（単純値）	7 5 2	1 3 8
全国類似団体職員数平均（修正値）	6 7 4	6 0
都内類似団体職員数平均（単純値）	6 7 0	5 6

<地方公共団体定員管理調査（総務省）より>

※普通会計ベースは公営企業会計部門を含まない。

※単純値は単純な平均値であり、修正値は職員を配置している団体のみ
の平均値である。

6 定員管理の新たな潮流

地方公務員の定年引上げに伴う定員管理の取扱いについては、総務省の技術的助言では、「定年引上げ期間中の令和5年度から令和14年度までの間は、定年退職者が2年に一度しか生じないため、仮に定員を一定に固定した場合には、新規採用職員の数が年度により大幅に変動し、適材を安定的に確保することが難しくなる。このため、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するために、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、毎年退職者の補充を行うことを基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定すべきである。」とされている。また、「引上げ期間は定年退職者が減少するため、従来の採用の方法では職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、計画的な人事配置や人材育成等が困難となることから、各市の職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理が必要である。」ともされている。【別添6参照】

7 本市の新たな定員管理計画の方向性

新たな定員管理計画は、従来の整理・削減型の行財政改革に即した定員管理計画ではなく、スマート自治体への転換を可能とする定員管理計画とすることが求められる。多額の費用を要する課題が山積し、財政状況は益々厳しくなることが見込まれている中では、市の制度や組織、山積する課題そのものを大胆に見直す行財政改革が必要であり、定員管理計画もこれに即したものが必要となる。

スマート自治体への転換は、デジタル技術の導入を境に急激に進むものではなく、一定期間はこれまでのサービスを提供しながら、同時に新しいサービスも構築・提供していく必要がある。これには、職員の理解と協力、そして相当な努力が不可欠であり、新たな定員管理計画の検討に当たっては現在の業務体制や、定年引上げ等の影響等を十分に考慮する必要がある。

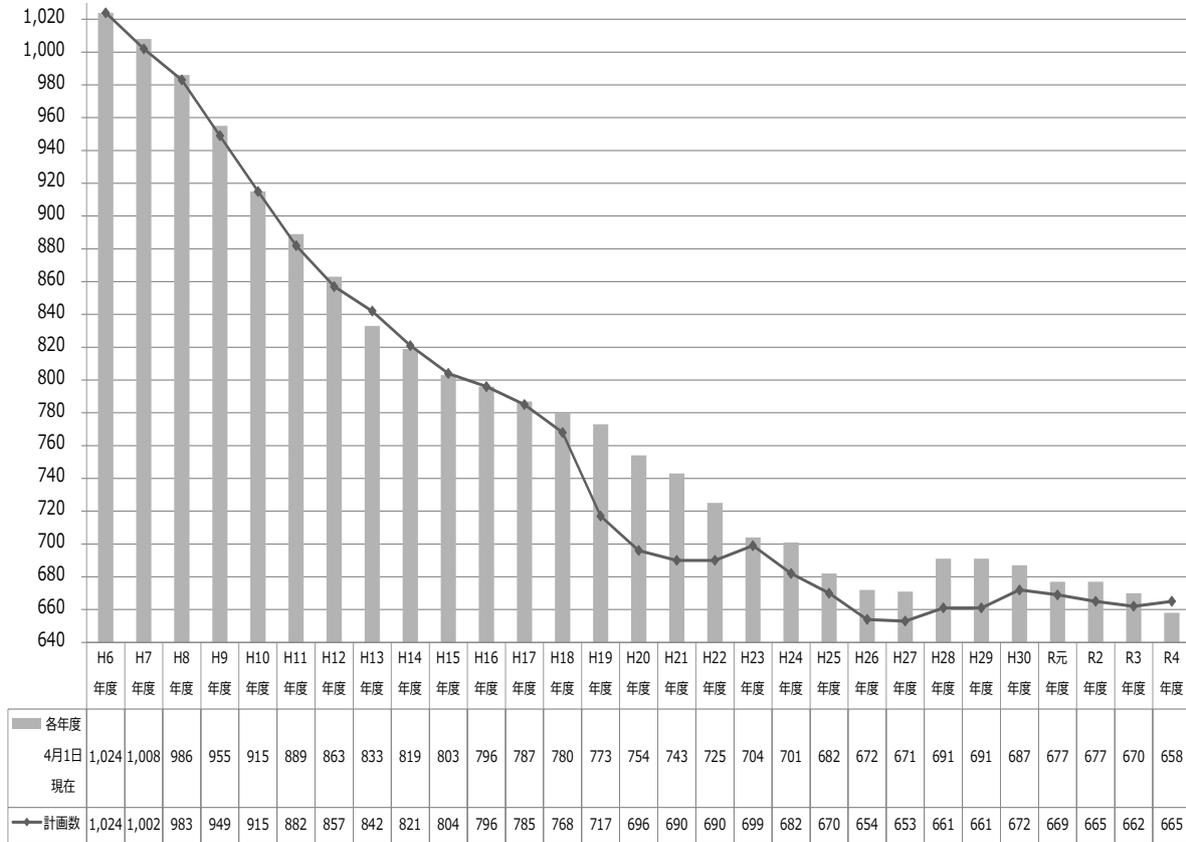
従って、新たな定員管理計画は、行財政改革2025の3つの重点取組を強力に推進し、生み出した職員を戦略的に重要課題に再配置することで、現員数を維持しながら、実質増のマンパワーを活用して、持続可能な基盤を今のうちに整備するものとして策定する必要がある。

8 主なスケジュール案

- 令和5年3月 7日 行財政再建推進本部へ方向性案を提示
- 令和5年3月27日 行財政改革審議会へ方向性案に対し意見照会
- 令和5年4月中旬～ 行財政再建推進本部へ行財政改革審議会における意見を反映した方向性案を提示し、最終確定
- 令和5年5月下旬 方向性を踏まえた定員管理計画について、行財政再建推進本部で協議・確定・公表

職員数の推移について

1 一般職職員数の推移（平成6年度から令和4年度）



※平成30年度から令和4年度までの計画数は、育休代替任期付職員及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う派遣職員は含まない。

2 職員数内訳の推移（平成26年度から令和4年度）

（単位：人）

年 度	一般職					その他職員		合計
	正規職員	一般任期付職員	育児休業代替任期付職員	フルタイム再任用職員	小計	短時間再任用職員	会計年度任用職員	
平成26年度	657		11	4	672	55	291	1,018
平成27年度	653	5	12	1	671	42	272	985
平成28年度	661	11	17	2	691	30	275	996
平成29年度	658	16	12	5	691	18	285	994
平成30年度	651	17	13	6	687	6	305	998
令和元年度	646	16	9	6	677	6	308	991
令和2年度	643	15	12	7	677	5	322	1,004
令和3年度	641	12	7	10	670	6	334	1,010
令和4年度	635	11	4	8	658	7	332	997

※ 各年度4月1日現在の人数

※ 会計年度任用職員は月額制職員の数（平成26年度から令和元年度までは非常勤嘱託職員の数）

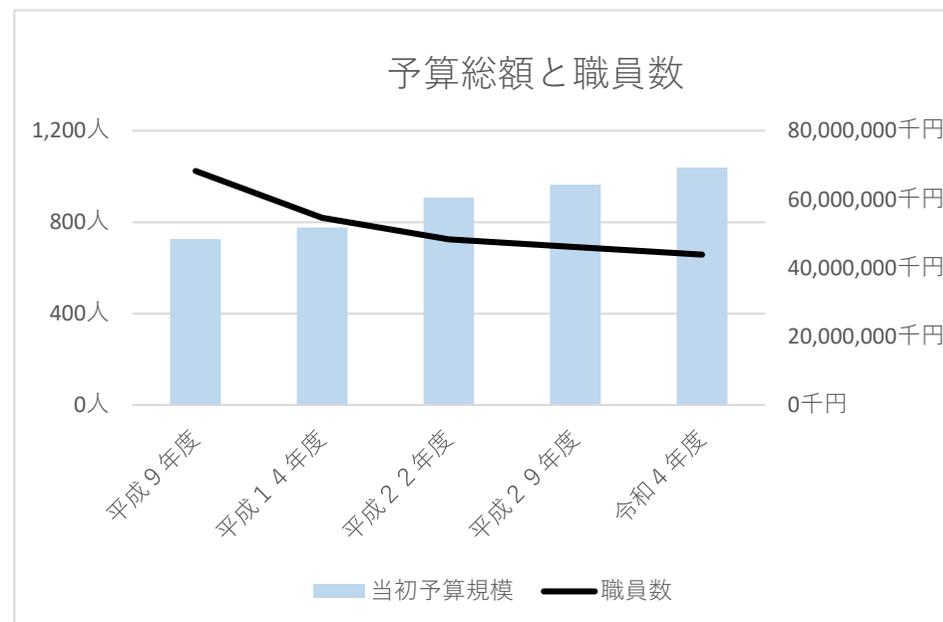
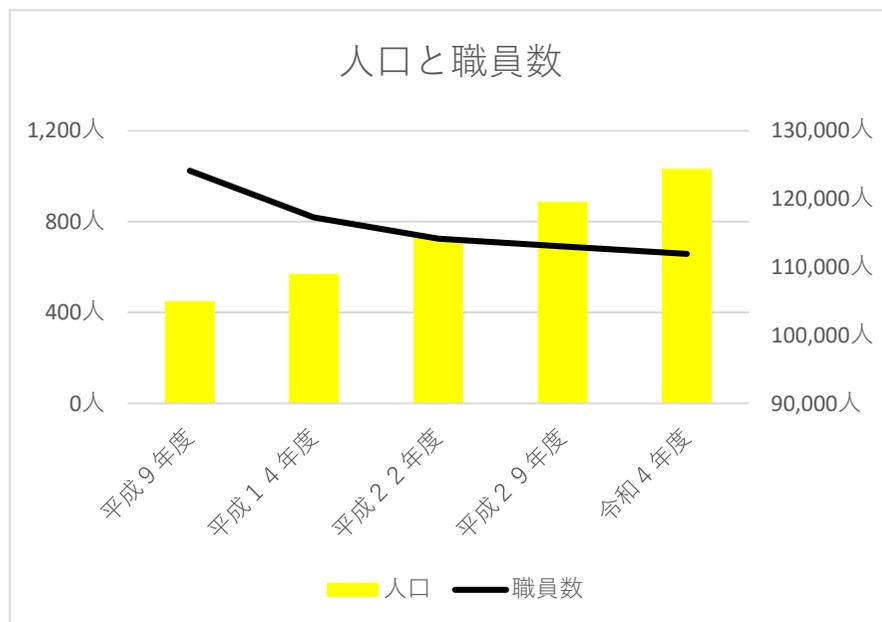
行財政改革に係る職員数の推移と人口・予算規模等について

計画名	開始年度	職員数		人口		当初予算規模		人件費比率	経常収支比率
		人数	比率	人数	比率	千円	比率		
行財政改革大綱	平成 9 年度	1,024人	100.0%	106,640人	100.0%	48,412,330千円	100.0%	33.4%	103.5%
第二次行財政改革大綱	平成 1 4 年度	819人	80.0%	108,440人	101.7%	51,844,328千円	107.1%	29.7%	96.1%
第三次行財政改革大綱	平成 2 2 年度	725人	70.8%	114,251人	107.1%	60,564,118千円	125.1%	19.9%	96.7%
行財政改革プラン 2 0 2 0	平成 2 9 年度	691人	67.5%	119,598人	112.2%	64,270,802千円	132.8%	15.2%	94.3%
行財政改革 2 0 2 5	令和 4 年度	658人	64.3%	124,421人	116.7%	69,263,423千円	143.1%	-	-

※職員数（正規、一般任期付、フルタイム再任用）、人口は4月1日現在

※当初予算規模は一般会計、特別会計、公営企業会計の合算

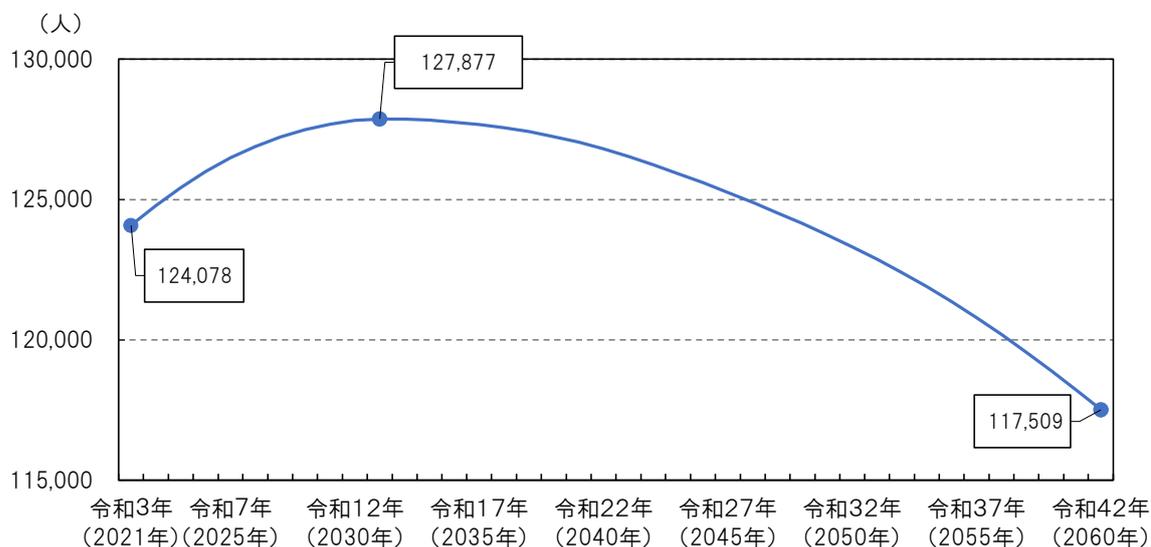
※人件費比率、経常収支比率は普通会計決算ベース



人口推計

第5次基本構想・前期基本計画の前提となる、将来的な人口推計は以下のとおりです。

- 推計期間 令和3年(2021年)～令和42年(2060年)
- 基準人口 令和3年(2021年)4月1日(住民基本台帳)
- 出生率 過去の実績から合計特殊出生率の平均値(1.12)が期間中一定に推移すると仮定
- 移動率 今後10年間で人口の移動が減少すると想定し、平成23年(2011年)～令和3年(2021年)の転入・転出状況を基準として、令和12年(2030年)までかけて半減し、その後は一定に推移すると仮定



人口推計

(単位:人)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
総数	124,078	124,789	125,421	126,003	126,492	126,898	127,232	127,491	127,689	127,822	127,877	127,870	127,828
年少人口	15,497	15,694	15,812	15,889	15,935	15,959	15,965	15,909	15,831	15,695	15,475	15,229	15,032
生産年齢人口	82,375	82,653	82,978	83,212	83,306	83,372	83,327	83,216	83,078	82,833	82,624	82,509	82,097
老年人口	26,206	26,442	26,631	26,902	27,251	27,567	27,940	28,366	28,780	29,294	29,778	30,132	30,699

「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」「第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

他団体との比較

1 大部門全国類似団体比較

大部門以上定員管理診断表

令和3年1月1日現在 住民基本台帳人口123,828人

部 門	R3.4.1 本 市 職 員 数	全国類似団体との単純値 による比較			全国類似団体との修正値 による比較		
		単純値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	超 過 数	超 過 率	修正値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	超 過 数	超 過 率
議 会	9	8	1	11.1	8	1	11.1
総務・企画	135	161	▲ 26	▲ 19.3	171	▲ 36	▲ 26.7
税 務	43	46	▲ 3	▲ 7.0	46	▲ 3	▲ 7.0
民生	225	177	48	21.3	181	44	19.6
衛生	47	67	▲ 20	▲ 42.6	67	▲ 20	▲ 42.6
労働		1	▲ 1				
農林水産	2	18	▲ 16	▲ 800.0	16	▲ 14	▲ 700.0
商 工	5	15	▲ 10	▲ 200.0	15	▲ 10	▲ 200.0
土 木	53	81	▲ 28	▲ 52.8	79	▲ 26	▲ 49.1
一般行政計	519	574	▲ 55	▲ 10.6	583	▲ 64	▲ 12.3
教 育	95	99	▲ 4	▲ 4.2	91	4	4.2
消 防		79	▲ 79				
普通会計計	614	752	▲ 138	▲ 22.5	674	▲ 60	▲ 9.8
病院							
水道							
下水道	11						
交通							
その他	45						
公営企業等会計	56						
合 計	670						

※類似団体別職員数…全ての市区町村を対象にし、その人口と産業構造(国勢調査における産業別就業の構成比)の2つの、要素を基準とし幾つかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数と人口それぞれ合計し、グループ毎に人口1万人当りの職員数を算出し、そのグループを類似団体として職員数を比するもの。
他市区町村との比較のため、実施事業にばらつきのある公営企業等会計部門は除外し、普通会計職員数対象としている。

※修正値…中・小部門に職員を配置していない団体もそのまま集計する単純値に対し、当該中・小部門に職員を配置している団体のみを対象として、中・小部門毎、及び、類型別団体毎に人口1万人当り職員数の平均値として算出。

$$\text{修正値} = \frac{\text{当該類型別団体毎の各部門別職員数の計}}{\text{当該類型に属している団体のうち当該部門に職員を配置している団体のみの人口の計}} \times 10,000$$

2 中・小部門全国類似団体比較

中・小部門定員管理診断表

大部門	中部門	小部門	R3.4.1	修正値 ×	超過数
			現在 職員数	$\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	
			B	D	B-D
議会	議会		9	8	1
総務・ 企画	総務一般	総務一般	48	59	▲ 11
		会計出納	7	7	
		管財	6	7	▲ 1
		職員研修所			
		行政委員会	7	7	
	企画開発		13	16	▲ 3
	住民関連	住民関連一般	17	22	▲ 5
		防災	5	9	▲ 4
		広報広聴	6	6	
		戸籍等窓口	22	24	▲ 2
県(市)民センター等施設		2	6	▲ 4	
その他		2	8	▲ 6	
税務	税務		43	46	▲ 3
民生	民生	民生一般	48	27	21
		福祉事務所	31	62	▲ 31
		児童相談所等			
		保育所	113	74	39
		老人福祉施設			
		その他の社会福祉施設	30	14	16
		各種年金保険関係	3	4	▲ 1
		旧地域改善対策			
衛生	衛生	衛生一般			
		市町村保健センター等施設	14	23	▲ 9
		保健所			
		と畜検査			
		試験研究養成機関			
		医療施設			
	火葬場墓地				
	公害				
	清掃	清掃一般	12	11	1
		ごみ収集	11	18	▲ 7
ごみ処理		6	8	▲ 2	
し尿収集					
し尿処理					
環境保全		4	7	▲ 3	
労働	労働	労働一般			
		職業能力開発校			
		勤労センター等施設			

大部門	中部門	小部門	R3.4.1	修正値 ×	超過数
			現在 職員数	$\frac{\text{住基人口}}{10,000}$	
			B	D	B-D
農林水産	農業	農業一般 試験研究養成機関	2	16	▲ 14
	林業	林業一般 試験研究養成機関			
	水産業	水産業一般 漁港 試験研究養成機関			
商工	商工	商工一般 中小企業指導 試験研究養成機関	4	8	▲ 4
	観光		1	7	▲ 6
土木	土木	土木一般	16	30	▲ 14
		用地買収 港湾・空港・海岸	3	4	▲ 1
	建築	11	19	▲ 8	
	都市計画	都市計画一般	18	19	▲ 1
		都市公園	5	7	▲ 2
	ダム				
下水					
教育	教育一般	教育一般	26	29	▲ 3
		教育研究所等			
	社会教育	社会教育一般	4	9	▲ 5
		文化財保護	2	5	▲ 3
		公民館	10	10	
		その他の社会教育施設	14	14	
	保健体育	保健体育一般	4	7	▲ 3
		給食センター 保健体育施設			
義務教育	小学校	27	12	15	
	中学校	8	5	3	
	特別支援学校(小・中学部)				
その他の 学校教育	高等学校				
	大学・短期大学				
	特別支援学校(高等部)				
	幼稚園 その他				
消防	消防				
一般行政計			519	583	▲ 64
普通会計計			614	674	▲ 60

都内類似団体との職員数比較（令和3年4月現在）

	小金井市	武蔵野市	青梅市	昭島市	東村山市	国分寺市	東久留米市	多摩市	平均	平均との差
人口	123,828人	147,643人	132,145人	113,552人	151,575人	126,862人	117,007人	148,479人	132,636人	△ 8,808人
議会	9人 100.0%	11人 122.2%	11人 122.2%	8人 88.9%	8人 88.9%	6人 66.7%	7人 77.8%	9人 100.0%	9人	0人
総務・企画	135人 100.0%	240人 177.8%	185人 137.0%	156人 115.6%	187人 138.5%	166人 123.0%	117人 86.7%	228人 168.9%	177人	△ 42人
税務	43人 100.0%	65人 151.2%	52人 120.9%	48人 111.6%	54人 125.6%	47人 109.3%	49人 114.0%	47人 109.3%	51人	△ 8人
民生	225人 100.0%	236人 104.9%	97人 43.1%	118人 52.4%	259人 115.1%	159人 70.7%	194人 86.2%	216人 96.0%	188人	37人
衛生	47人 100.0%	77人 163.8%	58人 123.4%	62人 131.9%	60人 127.7%	62人 131.9%	43人 91.5%	60人 127.7%	59人	△ 12人
労働	0人 100.0%	1人 -	0人 -	0人 -	0人 -	1人 -	0人 -	0人 -	0人	△ 0人
農林水産	2人 100.0%	3人 150.0%	12人 600.0%	3人 150.0%	4人 200.0%	4人 200.0%	4人 200.0%	3人 150.0%	4人	△ 2人
商工	5人 100.0%	10人 200.0%	10人 200.0%	5人 100.0%	4人 80.0%	7人 140.0%	5人 100.0%	10人 200.0%	7人	△ 2人
土木	53人 100.0%	118人 222.6%	98人 184.9%	51人 96.2%	53人 100.0%	83人 156.6%	56人 105.7%	81人 152.8%	75人	△ 22人
教育	95人 100.0%	109人 114.7%	102人 107.4%	100人 105.3%	118人 124.2%	82人 86.3%	62人 65.3%	125人 131.6%	100人	△ 5人
消防	0人 100.0%	0人 -	0人 -	0人 -	0人 -	0人 -	0人 -	0人 -	0人	0人
合計	614人 100.0%	870人 141.7%	625人 101.8%	551人 89.7%	747人 121.7%	617人 100.5%	537人 87.5%	779人 126.9%	670人	△ 56人

※類似団体は令和2年度決算ベース、人口は令和3年1月1日時点

※職員数（正規職員、一般任期付職員、フルタイム再任用職員）は特別会計・公営企業会計を除く普通会計ベース

総行給第 48 号
令和 4 年 6 月 24 日

各都道府県総務部（局）長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
（公印省略）

地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する
基本的な考え方及び留意事項等について（通知）

地方公務員の定年引上げに伴う定員管理の取扱いについては、令和 3 年 8 月 31 日付け公務員部長通知（総行給第 55 号ほか）及び 4 年 3 月 31 日付け公務員部長通知（総行給第 21 号ほか）において留意すべき事項等をお示ししたところですが、今般、「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」において地方公共団体の実態等に基づき行った議論を踏まえ、定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等について、下記のとおり整理しましたので、通知します。

各地方公共団体におかれては、これを参考に、地域の実情を踏まえつつ、新規採用職員数の検討を始めとした、定年引上げに伴う定員管理の取組を計画的に進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 2 条（実施のための準備等）に基づくものです。

記

1 定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項

定年引上げに伴い、定年引上げ期間中の令和5年度から14年度までの間は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないこととなる。このことから、この間、仮に定員を一定に固定した場合には、新規採用職員（経験者採用等によるものを含む。以下同じ。）の数が年度により大幅に変動し、採用活動の中で適材を安定的に確保することが困難になるおそれがある。したがって、地方公共団体において質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、毎年の退職者の補充を行うことを基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定すべきである。

また、この定年引上げ期間全体の定年退職者数は、定年引上げが行われないと仮定した場合に比べて相当程度減少することが見込まれる。その結果、従来の採用方針に基づく対応では、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、専門的な知見の世代間の継承や計画的な人事配置・人材育成等が困難となるおそれがある。したがって、新規採用職員の確保に当たっては、各地方公共団体の職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理が必要である。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、次の点に留意して取り組んでいただきたい。

- ① 職員の年齢構成等の現状及び見通し並びに高齢期の就労動向などの地域の実態を踏まえた上で、各地方公共団体における定年引上げに伴う影響を分析し、必要となる職員数及び新規採用職員数の確保に努めること。
- ② 地方公共団体の行政サービスの担い手は、一般事務職に加え、国家資格や専門的知識を必要とする様々な専門職の職員で構成されていることから、新規採用職員の確保及び中長期的な観点からの定員管理は、代替困難な職種ごとに行う必要があること。
- ③ 年度ごとに必要な各職種の職員数及び新規採用職員数については、中長期的な観点に立った上で、各地方公共団体の行政課題等に基づく業務量の増減を見通すとともに、専門的な知見が円滑に継承できるように年齢構成を平準化することも勘案し、次の点を踏まえて検討することが必要であること。
 - ア 年齢構成等の現状及び見通し並びに加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に及ぼす影響や人材確保上の課題等を十分に分析すること。
 - イ 定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入される中、各地方公共団体において高齢期職員（60歳以上の職員をいう。以下同じ。）の職務や勤務条件等を提示しながら対象職員の意向確認を行うことを通じて60歳以降の働き方の動向を把握した上で、毎年度一定数生ずると

見込まれる普通退職者等（自己都合による退職者、勸奨退職者等）を含め、定年引上げ期間中の退職者数等の見通しを立てること。

その際、定年前再任用短時間勤務職員については、現行の再任用短時間勤務職員と同様、定数条例の対象となる常勤職員とは区別して別途管理することとなるが、定年前再任用短時間勤務職員の担う業務量も勘案した上で常勤職員の定員を検討することが基本となることから、短時間勤務の職員の増減についても見通しを立てる必要があること。

ウ 年齢構成の偏りを抑制する観点から、退職者の補充を前提に検討した場合の新規採用職員数を複数年度間で平準化することや、年齢構成の実態や業務内容等を踏まえて経験者採用や任期付採用の活用を検討するなど、様々な工夫を交えながら新規採用職員数の確保に努めること。

- ④ 定年引上げ期間中においても、適正な定員管理であることについて、住民等への説明責任を適切に果たす必要があること。そのため、業務量等の変化や見通しと連動させながら、人事、組織、定員及び財政のそれぞれを所管する部局間で問題意識を共有しつつ取り組まれないこと。

2 その他留意すべき事項

(1) 中長期的な定員管理の検討スケジュール

令和5年度から段階的に定年が引き上げられることに伴い、各地方公共団体においては、5年度末に定年退職者が生じないことを踏まえた上で、6年4月の新規採用職員数を検討することになることから、6年度の採用計画を策定するまでに、中長期的な定員管理について検討されたいこと。

(2) 高齢期職員の職務及び配置の検討

令和4年3月31日付け公務員部長通知を踏まえ、高齢期職員の職務及び配置の検討を進められたいこと。

なお、高齢期職員を配置するために新たな職を設置しようとする場合には、業務上の必要性や既存の職との役割分担等を十分に検討する必要があること。

(3) 定年引上げ期間中の退職手当の適切な支給

定年の段階的な引上げにより、2年に一度、定年退職者が生じないことから、定年引上げ期間中、地方公共団体の退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれるため、基金を活用するなど、年度間の財源調整を行うことにより、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保すること。

(4) その他

総務省が開催した研究会において、1に示す基本的な考え方及び留意事項のほか、定年引上げが地方公共団体の定員管理に与える影響や課題、新規採用職員数

の検討に必要となる視点等を取りまとめ、公表しているので、検討に当たって参考としていただきたいこと。

なお、今後、国家公務員における取扱いを踏まえ、留意事項等を追加でお知らせすることもあり得ること。

(参考)

「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会報告書」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teiin_kanri_r03/index.html

D X 推進におけるアクションプラン（案）

令和5年度

小金井市自治体D X推進全体方針（V e r 1.0）において、本市における自治体D X推進の方向性を示し、強力に推進することとしているところです。市のデジタル化推進の施策につき、個別の取組みを点検し、以降の推進を確認するため、デジタルアクションプランを作成します。

アクションプラン一覧

DX推進の柱	主な取組項目	担当課	関係課等
①市民目線でのサービスの質の向上（デジタルによる新たなサービス）	1_マイナンバーカードの普及促進	市民課	自治体DX推進担当 情報システム課
	2_自治体の行政手続のオンライン化	すべての課	自治体DX推進担当 情報システム課
	3_新たな情報の発信・提供手法の構築	広報秘書課	自治体DX推進担当 情報システム課
	4-1_市民のデジタル環境向上への寄与（デジタルデバйд対策）	自治体DX推進担当 図書館 公民館	情報システム課 介護福祉課
	4-2_市民のデジタル環境向上への寄与（高齢者のデジタルデバйд対策）	自治体DX推進担当 介護福祉課（高齢福祉担	情報システム課 公民館
	5_オンライン相談環境の構築	すべての課	自治体DX推進担当 情報システム課
②デジタル技術を活用した業務効率化の推進（デジタルによる新たなつながり）	1_産官学民の推進	企画政策課	すべての課
	2_庁内におけるBPRの促進	すべての課	自治体DX推進担当 情報システム課
	3_自治体の住民情報システムの標準化・共通化	住民情報システム利用課	自治体DX推進担当 基幹系システム利用課
	4_自治体のAI・RPAの利用促進	すべての課	自治体DX推進担当 情報システム課
	5_庁内ネットワークの最適化	自治体DX推進担当 情報システム課	すべての課
	6_テレワークの推進	すべての課	自治体DX推進担当 行政経営担当 情報システム課 職員課
③DX推進の意識醸成とデジタル人材の育成（新たな価値）	1_DX意識の醸成、デジタル人材の育成	自治体DX推進担当	すべての課
	2_セキュリティ対策の徹底	情報システム課	すべての課
	3_オープンデータの推進	すべての課	自治体DX推進担当 情報システム課
④その他取組	1_教育現場のDX推進	学務課 指導室 公民館	自治体DX推進担当 情報システム課

①市民目線でのサービスの質の向上（デジタルによる新たなサービス）

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	1_マイナンバーカードの普及促進	
担当課	市民課	
関係課等	自治体D X推進担当、情報システム課	
事業概要	マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、引き続き普及を促進する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○マイナンバーカードの交付率80%以上の実現	○公金受取口座の登録による迅速で正確なプッシュ型給付体制の構築による市民サービスの向上 ○開庁日・時間に制約を受けない手続の増加による市民の利便性の向上
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○カード交付専用窓口の設置 ○日曜窓口での予約交付の実施 ○公共施設での出張申請サポートの実施 ○広報誌、HP及びSNS等でのマイナンバーカードの普及促進に係る情報提供		○令和4年度の取組を継続実施

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	2_自治体の行政手続のオンライン化	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体D X推進担当、情報システム課	
事業概要	デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる誰一人残されない自治体を実現するため、国のオンライン化優先事業（市は27事業）、その他の事業のオンライン化を推進する。	
計画期間	令和4年度から令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○マイナポータル活用による国優先25手続のオンライン受付開始 ○簡易版電子申請サービスを活用した手続のオンライン受付開始	○開庁日・時間に制約を受けない手続の増加による市民の利便性の向上 ○デジタルファースト・ワンスオンリーによる簡素化・効率化 ○業務システムとのデータ連携によるシステム入力時間の削減
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○マイナポータル活用による国優先のオンライン受付開始に向けた庁内調整 ○簡易版電子申請サービス活用による手続オンライン化ガイドライン案策定 ○簡易版電子申請サービス活用による手続オンライン化の試行実施		○簡易版電子申請サービス活用ガイドラインの策定 ○アナログ規制の見直し

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	3_新たな情報の発信・提供手法の構築	
担当課	広報秘書課	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要	社会基盤となりつつあるSNSを活用し、属性に沿った情報のプッシュ型通知等の機能をもつ、利用者に簡便なインターフェースのポータルサイトを構築する。	
計画期間	令和4年度～令和5年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○SNSポータルサイトの稼働	○ポータルサイトの認知度向上・利用者数の増加 ○利用者属性に合わせたプッシュ型情報提供による市民の利便性及び満足度の向上 ○ニーズ・要望が高い情報提供の迅速化
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○導入機能についての各課調査、機能要件の調整 ○各課独自情報提供ツールとSNSポータルサイトとの連携・統合調査		○SNSポータルサイト導入に向けた要件整理・プロポーザル実施 ○各課独自情報提供ツールの連携・統廃合

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	4-1_市民のデジタル環境向上への寄与（デジタルデバйд対策）	
担当課	自治体D X推進担当、公民館、図書館	
関係課等	情報システム課、介護福祉課	
事業概要	幅広い層の市民に向けて、スマホ・パソコン教室や相談室等を継続的に実施する。 デジタルを活用した学びの機会を支援する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた3年間の取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ・パソコン教室、相談室の継続事業化 ○既存のデジタル環境・設備等のさらなる活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○プッシュ型情報提供利用者の増加 ○幅広い層の市民間のデジタルを介したつながり・学びの機会の増加
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○スマホ・パソコン教室、相談室の開催実施		<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ・パソコン教室、相談室の開催実施 ○学びの機会拡大のための図書館Wifi環境整備の検討

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	4-2_市民のデジタル環境向上への寄与（高齢者のデジタルデバйд対策）	
担当課	自治体D X推進担当、介護福祉課（高齢福祉担当）	
関係課等	情報システム課、公民館	
事業概要	高齢者を対象としたスマートフォン講座を継続的に開催するとともに、相談窓口を開設する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ・パソコン教室、相談室の継続事業化 ○スマホサポーター（仮称）の養成 ○地域包括支援センターによるSNSを活用した情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○プッシュ型情報提供利用者の増加 ○高齢者間でのデジタルを介したつながり・学びの機会の増加
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者のためのスマホ入門講座の実施 ○スマホ相談窓口の設置（一部都事業利用） 		<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の取組を継続実施 ○スマホサポーター（仮称）養成講座の実施

D X推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	5_オンライン相談環境の構築	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体D X推進担当、情報システム課	
事業概要	オンラインによる相談や面談の実施のに向けた制度的・技術的課題の解決を図り、オンライン相談環境をする。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン妊婦面談の継続 ○Web会議活用ガイドラインの改訂 ○新たなオンライン相談事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインによる相談事業の拡充による新たなつながりの創出 ○オンライン環境の活用による新たなつながりの創出
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○Web会議等の技術的課題解決に向けた庁内ネットワーク構築経費の予算措置 ○庁内ネットワーク構築プロポーザルの実施 ○オンライン妊婦面談の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン相談拡充を目的としたWeb会議活用ガイドライン改訂の検討 ○オンライン妊婦面談の継続実施 ○オンライン活用のニーズが高い相談事業の把握

D X 推進の柱	①市民目線でのサービスの質の向上	
取組名称	6_キャッシュレス決済の推進	
担当課	手数料・利用料等を徴収する課	
関係課等	自治体D X 推進担当	
事業概要		
	手数料・施設使用料等について、窓口・予約システム問わず、キャッシュレス決済の導入を推進する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
	アウトプット	アウトカム
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口におけるキャッシュレスレジの導入 ○公共施設予約システムにおけるキャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者満足度の向上 ○市民サービスの向上
	アクティビティ：令和4年度実績	今後の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民課窓口でのキャッシュレス試行導入 ○導入拡大に向けた庁内検討会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口におけるキャッシュレスレジの導入に向けた要件整理 ○公共施設予約システムにおけるキャッシュレス決済の検討

②デジタル技術を活用した業務効率化の推進 (デジタルによる新たなつながり)

D X推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	1_産官学民の推進	
担当課	企画政策課	
関係課等	すべての課	
事業概要	様々な立場の技術知識の情報交換等により、絶えずイノベーションを生み出していく組織づくりを推進する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム (実現後の定性効果) アウトプット (実現すること) を見据えた取組 (アクティビティ)	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・行政課題の解決に向けた連携事業の実施 ○新たな連携協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携協定事業者等との地域課題解決事業の創出
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社との連携協定締結 ○オンライン技術を活用したフレイル予防連携事業の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインを活用した連携協定組織との連携強化 ○地域・行政課題の抽出

D X推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	2_庁内におけるBPRの促進	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要	日常業務のBPRを促進することにより、経営資源の最適化を図る。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム (実現後の定性効果) アウトプット (実現すること) を見据えた取組 (アクティビティ)	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民情報システムへのRPAの導入 ○BPRトライアル事業の横展開 ○東京自治体クラウドにおける共通帳票等の共同アウトソーシング実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○アウトソーシング事業の拡大による業務効率化 ○RPA等を活用した業務におけるデジタルファーストの実現 ○BPRトライアルを通じた職員の業務改善意識及び検討ノウハウの向上
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○住民情報システム更改（東京自治体クラウドの稼働）に伴う共通化業務フロー導入にむけたFit&Gap及びBPRの実施 ○トライアル事業の選定・課題の可視化 ○BPR推進に向けたソリューションの検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○住民情報システム更改（東京自治体クラウドの稼働）に伴う共通化業務フロー導入にむけたFit&Gap及びBPRの継続 ○BPRトライアル事業の選定・課題の可視化・活用ソリューションの検討

D X推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	3_自治体の住民情報システムの標準化・共通化	
担当課	住民情報システム利用課	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要	東京自治体クラウドへの移行に伴い、独自カスタマイズ及び独自運用を廃止することによる業務効率化を推進しつつ、国が定める住民情報システムの標準化・共通化を見据えた、Fit&Gap調査、BPRを実施し、政府クラウドへ円滑に移行する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム (実現後の定性効果) アウトプット (実現すること) を見据えた取組 (アクティビティ)	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○住民情報システムの東京自治体クラウドへの移行 ○住民情報システム（20業務）の政府クラウドへの移行 ○住民情報システム（20業務）に係る業務フロー標準化・共通化 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京自治体クラウド利用団体間における連携強化・システム諸経費の削減 ○標準化業務フローによる業務の効率化 ○政府クラウド活用によるシステム諸経費の削減・データ連携強化
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○東京自治体クラウドへの移行に向けた先行3市との各システムワーキングの開催 ○東京自治体クラウドへの移行に向けたFit&Gap調査・BPRの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の取組を継続実施

D X 推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	4_自治体のAI・RPAの利用促進	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要	スマート自治体への転換に向けて、人的・財政的資源を投資できるよう、AI・RPA等の活用を積極的に推進する。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○住民情報システム業務へのRPA活用 ○内部業務におけるAI・RPAの活用	○デジタル技術の活用による、人的余力の創出による企画・判断・相談業務への注力
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○新型コロナウイルスワクチン接種事業におけるAI-OCR・RPA活用 ○トライアル事業の検討 ○AI・RPAソリューションの検討		○新型コロナウイルスワクチン接種事業におけるAI-OCR・RPA活用継続 ○住民情報システム稼働に伴うRPAの試行導入 ○内部業務におけるAI・RPAの導入検討

D X 推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	5_庁内ネットワークの最適化	
担当課	自治体DX推進担当、情報システム課	
関係課等	すべての課	
事業概要	市民サービスの質の向上・業務継続性の確保に向けて、情報セキュリティを強化し、職員の業務効率性を向上させる庁内業務ネットワークを構築する。	
計画期間	令和4年度～令和5年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○業務環境のインターネット化及び業務用LANの無線化 ○Web会議活用ガイドラインの改訂 ○複合機の導入に伴うFAX業務の削減・廃止	○ペーパーレス・Web会議等活用による業務効率化 ○情報セキュリティ対策の強化 ○発災時における業務継続性の担保
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○庁内ネットワーク構築経費の予算措置 ○庁内ネットワーク構築プロポーザルの実施		○庁内ネットワークの構築 ○Web会議活用ガイドラインの改訂に向けた検討 ○庁内会議におけるWeb会議活用の検討 ○FAX業務の削減に向けた検討

D X 推進の柱	②デジタル技術を活用した業務効率化の推進	
取組名称	6_テレワークの推進	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体DX推進担当、行政経営担当、情報システム課、職員課	
事業概要	時間や場所を有効に活用できるなど多様な働き方を実現するため、テレワークの導入に向けた技術的・制度的解決を図る。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○本格運用に向けた制度設計 ○新たな庁内ネットワーク稼働によるテレワークに向けた技術的課題の解決	○育児・介護・障がい等の事情による自宅勤務等の多様な働き方の実現 ○発災時における業務の継続性担保
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○テレワークの試行実施		○テレワークの本格実施に向けた検討の継続

③DX推進の意識醸成とデジタル人材の育成 (デジタルによる新たな価値)

D X 推進の柱	③DX推進の意識醸成とデジタル人材の育成	
取組名称	1_DX意識の醸成、デジタル人材の育成	
担当課	自治体DX推進担当	
関係課等	すべての課	
事業概要		
DXを実践する意識を継続して醸成するとともに、デジタルスキル（セキュリティ、コラボレーション、データ分析、プロジェクト管理）の向上を図る。		
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○庁内職員におけるデジタルスキル・リテラシーの向上 ○E B P Mの実践	○デジタルスキル・リテラシー向上によるデジタルを活用した新たなつながりの創出 ○E B P Mの実践による効率的な政策決定
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○オンラインを活用したDX意識醸成研修の検討 ○DXリーダー向けマインドセット研修の実施 ○庁内職員向け研修資料案の作成		○東京都主催研修の活用 ○庁内職員向け研修の実施

D X 推進の柱	③DX推進の意識醸成とデジタル人材の育成	
取組名称	2_セキュリティ対策の徹底	
担当課	情報システム課	
関係課等	すべての課	
事業概要		
セキュリティ対策を実装した庁内NW基盤づくりと、その効果を最大化できるよう、職員の情報リテラシー向上対策を実施する。		
計画期間	令和4年度～令和5年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○庁内職員の情報セキュリティ意識の向上 ○情報セキュリティポリシーの改訂	○情報セキュリティ事故の削減 ○情報資産の機密性、完全性、可用性の維持
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○情報セキュリティポリシー改定 ○庁内職員向け情報セキュリティ向上研修の実施		○庁内ネットワーク基盤の外部監査実施 ○庁内職員向け情報セキュリティ向上研修の実施継続

D X 推進の柱	③DX推進の意識醸成とデジタル人材の育成	
取組名称	3_オープンデータの推進	
担当課	すべての課	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要		
推奨データセットでの公開を促進しつつ、利用者ニーズの高いデータについて公開データを拡充する。		
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	○公開データリストの作成 ○機械判読性の高いデータ公開を原則とする庁内ガイドラインの策定	○行政の透明性、信頼性の向上 ○地域課題解決に向けた産官学民連携の推進 ○行政の高度化、効率化
アクティビティ：令和4年度実績		今後の取組
○東京都オープンデータカタログサイトへのデータ公開継続		○標準レイアウト推奨データのオープンデータ公開 ○庁内データのオープンデータ拡充に向けた検討の継続

④その他取組

DX推進の柱	④その他取組	
取組名称	教育現場のDX推進	
担当課	学務課、指導室、公民館	
関係課等	自治体DX推進担当、情報システム課	
事業概要	GIGAスクール環境の拡大、校務事務の効率化など、効果の最大化を図る。	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
アウトカム（実現後の定性効果） アウトプット（実現すること） を見据えた取組（アクティビティ）	アウトプット	アウトカム
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設におけるGIGAスクール用端末の利用可能な環境の構築 ○デジタル技術を活用した校務事務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な場所や場面での活用を踏まえた学習支援による、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化されることによる、資質、能力の確実な育成 ○学校・保護者間での迅速な情報共有、連携の創出
	アクティビティ：令和4年度実績	今後の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校から指導室への報告事務の電子化（休暇、報酬実績等） ○保護者宛通知のペーパーレス化ツールを各校へ導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校間での自動・生徒情報のデジタル情報授受の実施 ○小・中学校間転出入に係る保健システムのデジタル情報授受の実施 ○学校の特別活動補助金申請事務の電子化